

企業防衛プランの特徴

企業防衛

①使用者賠償責任

- ・従業員のケガや病気で会社の責任を問われた際に対応可能
- ・社長個人、役員個人、従業員個人が訴えられた際にも対応

②雇用慣行賠償責任

- ・パワハラ、セクハラ、不当解雇等で訴えられた際に対応可能
- ・社長個人、役員個人、従業員個人が訴えられた際にも対応
- ・社内だけではなく、社外から訴えられた際にも対応
- ・相談費用が補償内容に入っているので初動対応可能

福利厚生

①ハイパーメディカル（病気補償＋がん通院補償）

- ・治療にかかった実費を補償（個室料などの諸費用も補償）
- ・無記名、無告知で病気になった時に補償
- ・既往症についても一定期間経過後は補償可能

②所得補償

- ・ケガや病気で働けなくなった場合の収入減を補償
- ・無記名、無告知で補償可能
- ・健康保険の傷病手当で賄えない部分を補償

☆その他各種権相談サービスもご利用いただけます。

☆新型コロナウイルスの相談窓口も設けております。